

消費税の転嫁対策特別措置法 5つのポイント

会報8月号では、「消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置」および「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置」について解説しました。今回は、「価格の表示に関する特別措置」、「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置」、および「国等の責務」について解説します。

～はじめに～

平成26年4月及び平成27年10月に2回にわたり消費税率が引上げられる予定ですが、この引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下「転嫁対策特別措置法」といいます。）が成立しました。転嫁対策特別措置法は、主に、4つの「特別措置」と「国等の責務」が規定されています。

なお、ここに記載する内容は、小冊子「消費税の転嫁対策特別措置法5つのポイント」でもわかりやすく解説しておりますので、併せてご参照ください。

（日商HPからダウンロードいただけます。 <http://www.jcci.or.jp/sme/2013/0628152337.html>）

※ 法律の適用例等詳細については、今後政府から公表されるガイドライン等で示されます。公正取引委員会、消費者庁、財務省等からの今後の情報に注目しましょう。

価格の表示に関する特別措置

～「外税表示」や「税抜価格の強調表示」が認められます～

いわゆる小売段階において、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者には、値札やチラシ等においてあらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額を含めた価格を表示する義務があります。これを「総額表示義務」といいます（図1）。転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替え等の事務負担への配慮の観点から、この総額表示義務の彈力的運用を行い、2つの特例を認めました。

転嫁対策特別措置法のポイント

- ①消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買いたたき等）の禁止
- ②消費税に関するような形での安売り宣伝や広告の禁止
- ③「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜価格の強調表示」が認められる
- ④中小企業が共同で価格転嫁すること（転嫁カルテル）や、表示方法を統一すること（表示カルテル）が認められる
- ⑤国民に対する広報、通報者の保護、態勢の整備が国等の責務として明確化

①外税表示（図2）

「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているとき」に限り、税込価格を表示することを要しない、つまり、外税表示が認められるようになりました。ただし、消費者への配慮の観点から、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければならないとされています。

②税抜価格の強調表示（図3）

総額表示を続ける場合にも転嫁対策の手当がなされました。まず、「税込価格」に併せて「税抜価格」または「消費税の額」を表示することも可能であることを明確にしています。

次に、「税込価格が明瞭に表示されているとき」は、税抜価格を強調して表示しても景品表示法第4条第1項の不当表示の規定が適用されないことが明確化されています。

※価格表示に関する2つの特例は、転嫁対策特別措置法の施行日である平成25年10月1日から認められます。消費税率引上げ日である平成26年4月1日より前から認められる特例ですので、値札の変更等の準備は、余裕をもって早めにとりかかるようにしましょう。